

※必ず「要介護・要支援認定申請書」と一緒にご提出ください。

## 介護認定調査事前確認書

被保険者番号	0	0	0							
被保険者氏名										

受付場所	受付者
・高齢者福祉課	
・( )在支	

下記の事項についてお答えください。(項目記載もしくは○印で囲んでください。)

1. 認定調査を行うことは可能ですか ① 可 ② 不可

現在の要介護度を引き継いだうえで、有効期間を12ヶ月延長します。後日、結果通知書と被保険者証をお送りしますのでご確認ください。(以下2.以降の項目の記入は不要です)

2. 調査を行う場所はどこですか? ① 自宅 ② 自宅以外

施設・病院名など 病棟 階 病室

所在地 電話

3. 調査の立ち会いについて 立ち会いを ① 希望する ② 希望しない

立会人氏名 (続柄) 住所

日中連絡がとれる電話番号 ① ②

※ 日程調整の電話連絡は8:30~17:00の間で差し上げます。

※ 認定調査は平日9:00~16:00の間に開始し、1時間ほどお時間をいただきます。

※ 認定調査時と普段の生活状況が異なる場合もあります。認定調査にご同席いただき普段の生活状況や介護の手間についてお聞かせください。ただし、ご入院中の場合は 看護師等への聞き取りが中心となりますので、お立会いは必須ではありません。

4. 現在の心身の状況はいかがですか?

- ① 安定している ② やや不安定だが調査は可能  
③ その他(転・退院予定、手術前後、透析の曜日等)

5. 調査員に事前に伝えておきたいことはありますか?

(癌等進行性の疾患であり本人に未告知の場合や、認知症がある等)

### <認定結果通知書の送付先について>

認定結果通知書については、原則住所地(住民票登録地)に送付されます。  
別の送付先を設定する場合は、別途、送付先変更届出書を提出していただく必要があります。  
下記問い合わせ先へご連絡いただくか、区ホームページより書式をダウンロードし申請書と併せてご提出ください。

なお、送付先変更届出書で登録された住所地については、介護保険料および給付関係の書類も送付されますので、ご注意ください。

すでに届出書が出ている場合は、届出書の登録地に自動的に送付されます。

【問い合わせ先】

品川区役所 高齢者福祉課 介護認定係 電話 03-5742-6731